

# 苗木城築城 500 年記念事業企画運営業務委託プロポーザル実施要領

## ■留意事項

本プロポーザルは、令和 8 年度予算の議決前の準備手続きとして実施するものであり、中津川市議会において、予算が減額又は否決となった場合は、契約を締結しないものとする。

これに伴い、本プロポーザル参加者・契約候補者において損害が生じた場合においても、当発注者ではその損害について一切負担しないものとする

## 1 目的

この実施要領は、苗木城築城 500 年記念事業企画運営業務委託（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### （1）業務名

苗木城築城 500 年記念事業企画運営業務委託

### （2）業務内容

仕様書のとおり

### （3）業務期間

契約締結日から令和 8 年 10 月 30 日

### （4）提案限度価格

15, 232, 900 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 実施方式

公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- （1） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者及び国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （2） 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (5) 中津川市から入札参加資格の認定を受けている者であること。(参加意向表明書提出時に併せて入札参加資格登録申請をしても可。)
- (6) 中津川市から入札参加資格停止及び各自治体から指名停止又は指名除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 受託する業務内容を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ経営状況が良好であること。
- (8) 過去5年間（令和3年1月以降）に、受託する業務内容と同種・類似のイベント企画運営業務の履行実績を有すること（同種・類似業務：1日あたりの集客規模が2,000名以上の企画運営業務等）。

## 5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和8年1月27日（火）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和8年2月5日（木）17時必着
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和8年2月12日（木）
4. 参加意向表明書の提出期限	令和8年2月19日（木）17時必着
5. 企画提案書等の提出期限	令和8年2月25日（水）17時必着
6. プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年3月2日（月）
7. 審査結果の通知・公表	審査会後、2～3日以内を予定
8. 契約の締結	令和8年4月上旬

## 6 参加手続

### （1） 実施要領等の公開

実施要領等は、令和8年1月27日（火）から中津川市ホームページにて公開する。  
なお、参加者への説明会は実施しない。

### （2） 質問の受付及び回答

① 実施要領等に係る質問は、質問書（様式1）によるものとし、事務局（商工観光部観光課）に電子メールにより提出すること。提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

なお、質問書以外での問合せについては一切受け付けない。

#### ② 提出期限

令和8年2月5日（木）17時必着

#### ③ 回答方法

令和8年2月12日（木）17時までに、質問者を伏せた形で中津川市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容によっては事業者選定に公平性が保てない場合には回答しないこともあるものとする。

### (3) 参加意向表明書の提出

#### ① 提出書類 各1部

- ア 参加意向表明書（様式2）
- イ 法人等概要書（様式3）
- ウ 同種・類似業務の履行実績（様式4）
- エ 業務実施責任者及び担当者の経歴、実績等（様式5）
- オ 業務実施責任者及び担当者を含む組織体制（様式自由）

#### ② 提出期限

令和8年2月19日（木）17時必着

#### ③ 提出方法

事務局（商工観光部観光課）へ持参又は書留による郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

#### ④ 本公募参加資格の確認

参加意向表明書の提出を行った者を対象に、参加資格の要件を確認する。なお、要件に疑義がある場合は、説明又は追加資料の提出を求めことがある。

### (4) 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により企画提案書等を提出するものとする。

#### ① 提出書類

- ア 企画提案申込書（様式6）
- イ 企画提案書（様式自由）
  - ・各参加者1案のみとし、表紙、目次を除きA4判25ページ以内で作成すること。
  - ・従事するスタッフの体制及び過去に実施した類似業務の成果も盛り込むこと。
- ウ 参考見積書（様式7）及び見積内訳書（様式自由）
  - ・本業務遂行にあたり、必要な経費は全て計上すること。
- エ 実施スケジュール及び実施体制（様式自由）

#### ② 提出期限

令和8年2月25日（水）17時必着

#### ③ 提出方法

事務局（商工観光部観光課）へ電子メールにて電子データを送信したうえで、13部（正本1部、副本12部）を持参又は書留により郵送（郵送の場合は配達証明付郵便に限る）

### (5) プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

#### ① 実施日時・場所（予定）

日時：令和8年3月2日（月）

場所：中津川市にぎわいプラザ2－2会議室

② 所要時間（予定）

プレゼンテーション：15分以内

質疑応答：10分程度

③ その他

ア プrezentationの順番については、原則、企画提案書等を受け付けた順とする。

イ プrezentationは、原則、事前に提出された企画提案書等に基づいたものとし、特に求められた場合を除き、追加資料の配付は認めない。

ウ プrezentationでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは発注者で用意する。

エ 説明者のうち、本業務の責任者の出席は必須とし、主に責任者が説明、質疑応答に対応すること。また、業務に関係ないものの出席は認めない。

オ 詳細については、後日、別途通知するものとする。

## 7 受託候補者の特定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する苗木城築城500年記念事業企画運営業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 評価項目及び評価内容

ア 企画提案に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
1. 提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5
	事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	5
2. 提案内容の実現性	実施方法等が具体的で実現性があるか。	5
3. 事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。 ・説明が分かりやすく、論理的であり、かつ熱意はあるか。 ・質問に対して、的確に回答できているか。	5
4. 企画提案内容及び効果	提案内容は、事業の目的（趣旨）に沿っているか。 ・「イベント」が、どの世代でも参加することができ、中津川駅前から苗木城跡周辺までをテーマパークとしてにぎわいを創出する内容となっているか。 ・「武者行列」が市民並びに観光客等を魅了できる演出を備えた内容となっているか。 ・苗木城が魅力的に感じられる内容となっているか。	15

	イベントへの誘客につながる魅力と話題性ある内容となっているか。 また、これまでになかった新しい企画や提案があるか。	15
	広報集客方法が魅力的かつ一体的に PR できる内容であるか。	5
5. 業務体制 独自性	イベントを実施する体制が確保されているか。 ・専門スタッフ、責任スタッフ、安全確保スタッフなど、必要な人員の確保が妥当であり、経験・実績が魅力的であるか。 ・企画提案者が必要なスタッフ数を妥当に手配し、一般ボランティアの活用も考慮した提案がされているか。 ・提案事業の遂行に十分な責任者と組織体制になっているか。	10
	関係者（地元・警察・消防・商店街等）や出演・出展者等との調整を行える組織体制となっているか。	5
	各行程ごとに妥当な時間配分がなされ、業務完了までの過程が明確にされているか。（工程ごとの時間配分が妥当であり、業務完了までのプロセスが明確にされているか。）	10
	過去の受託実績、業務実績などに鑑み、本委託業務の遂行能力があると認められるか。	10
6. 費用対 効果	経費の積算が現実的かつ具体的であるか。特定項目への過大な出費や無駄な支出はないか。安く見積もりすぎていないか。	5
	価格点（5点）×提案者のうち最も低い見積価格/提案者の見積価格 ※小数点以下四捨五入	5
合計点		100

イ 審査の配点は、次の5段階の基準に基づき行うものとする。

(1) 内容等が特に優れている。	配点×1. 0
(2) 内容等が優れている。	配点×0. 8
(3) 内容等が普通である。	配点×0. 6
(4) 内容等がやや不十分である。	配点×0. 4
(5) 内容等が不十分である。	配点×0. 2

### （3）受託候補者の特定

審査の結果、評価の合計点が最も高い提案者を受託候補者として特定する。

ただし、選定委員会の採点の合計が総合計点の6割に満たない提案をした者は、評価の合計点が最も高い場合であっても受託候補者としないものとする。

また、合計点が同点となった場合は、選定委員会が候補者を決する。

なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

## **8 審査結果**

審査結果は特定後、参加者全てに対し、参加意向表明書に記載されたメールアドレス宛に通知するものとする。なお、審査結果等についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

## **9 審査結果の公表**

審査結果は、中津川市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

## **10 契約に関する事項**

受託候補者と発注者が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と発注者との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と発注者との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。この場合において、業務の受託準備の為に要した費用は保証しない。

## **11 提出書類の取扱い**

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 選定委員会及び事務局から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

## **12 留意事項**

### **(1) 失格事項**

参加意向表明書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

- ⑤ プレゼンテーション・ヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

## (2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 企画提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加意向表明書の提出後又は企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式8）を提出すること。
- ⑤ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。ただし、発注者が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、中津川市情報公開条例に基づき公開する場合がある。

## 13 担当部署・問い合わせ先

所在地　：〒508-0032 岐阜県中津川市栄町1番1号 中津川市にぎわいプラザ  
担当部署　：苗木城築城500年事業実行委員会

事務局　中津川市商工観光部観光課（担当：上田）

電話番号　：0573-66-1111（内線80-4276）

E-mail　：kankou@city.nakatsugawa.lg.jp